

議会基本条例 条文比較シート

第8章 【議員の政治倫理】 議員の政治倫理

旭川市	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>① 市民の代表として、広く市政に関し、多様な市民意思の把握を努めること。</p> <p>(2) 常に高い倫理観を保持し、市民の信頼を得るよう努めること。</p> <p>③ 高い志の下、自己の責務を高める不断の努力によって、市政における多岐な課題の発見及び解決に資するよう努めること。</p>
横須賀市	<p>議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。</p>
長野市	<p>議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。</p>
豊田市	<p>議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。</p>
岡崎市	<p>議員は、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理意識に徹するものとする。</p> <p>(2) 政治倫理については、別に定める岡崎市議会議員政治倫理要綱によるものとする。</p>
姫路市	<p>議員は、市政が市民の厳粛な負託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、市民の疑念を招くことのないよう、議員自らが律することにより、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。</p>
福山市	<p>議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。</p>
久留米市	<p>議員は、久留米市政倫理条例（平成3年久留米市条例第1号）を規範とし、当該条例を遵守しなければならない。</p>
長崎市	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>① 市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の直接選挙によつて選ばれた公職にある者として、倫理を重んじること。</p> <p>③ 言論の府及の合憲制の機関である議会を構成する一員として、議員間討論を尊重すること。</p> <p>④ 議員個人の自覚性及び自立性を高めるため、自覚の調査、研修等を通じて、自己の能力及び責務の一端の向上に努めること。</p>

	<p>この条例は、議会の最高規程であり、議会に関する他の条例等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>2 前項の規定の趣旨にのっとり、議員の政治倫理、政務調査費、議員定数、議員報酬、議決すべき事件等については、別に定める。</p>
大分市	<p>議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。</p> <p>2 議員の政治倫理に関しては、別に条例の定めるところによる。</p>